

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料のうち定額部分については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 41 年 6 月まで
昭和 36 年 10 月に母が手続きをしてくれて、その後、集金により納付しており、申立期間が未納となっていることは、納得できない。また、加入後しばらくして、付加保険料も納付するようになった。
官庁がしてくださることと信用していたので、当時の領収書は残っていないが、本当に納付していた。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時町内会の集金により、国民年金保険料収納カードを用いて家族の分をまとめて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市には、戦時中から多くの自治会等の納付組織が存在し、国民年金保険料や国民健康保険料、税を集金していたことが確認されるとともに、申立人の母については、申立期間を含め、国民年金保険料についてすべて納付している。

また、申立人の年金記録の氏名や住所に誤りが見られるほか、申立人の母の国民年金手帳についても、当初は祖母の氏名が記載されているなど、行政の不手際が散見され、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、付加保険料については、付加保険料制度が導入されたのは昭和 45 年 10 月であり、申立期間においては、付加保険料制度は存在していなかったことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち定額部分については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

申立期間については、市役所から納付書が送られてきており、夫婦二人分を市役所内の銀行のようところで支払っていた。当時は、上の子供を幼稚園に預け納付しに行ったり、下の子供が生まれたときに無理をして市役所に納付しに行った記憶もあるので、未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、送付されてきた納付書により市役所内の銀行のようところで納付すると、納付書に印鑑が押され、半券を受け取っていたと主張しているが、申立期間当時、市役所には出納室があり、そこで国民年金保険料の納付が行われており、その際、領収印を押し、半券を返していたことが確認されている。

また、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から50年3月まで

申立て期間については、市役所から納付書が送られてきており、夫婦二人分を市役所内の銀行のようところで支払っていた。当時は、上の子供を幼稚園に預け納付しに行ったり、下の子供が生まれたときに無理をして市役所に納付しに行った記憶もあるので、未納になっていることに納得がいかない。

(注) 申立は、死亡した申立人の配偶者(妻)が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てでは、申立期間について、送付されてきた納付書により市役所内の銀行のようところで納付すると、納付書に印鑑が押され、半券を受け取っていたとしているが、申立期間当時、市役所には出納室があり、そこで国民年金保険料の納付が行われており、その際、領収印を押し、半券を返していたことが確認されている。

また、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、結婚後、申立期間を除き、死亡前の1か月以外の国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 83

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度ができた頃、夫とともに国民年金に加入して、夫の分と一緒に保険料を納付してきた。20数年前に家建て直した際、国民年金手帳や領収書等は処分してしまったが、夫が納付済みとなっているのに、自分の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後はすべて国民年金保険料を納付している。

また、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で付されていることから、夫婦と一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立期間について夫は納付済みとなっている。

さらに、国民年金手帳の記号番号が国民年金制度発足当初の昭和36年3月頃に払い出されていることから、この頃加入手続が行われたと考えられ、国民年金制度への関心と納付意識が高かったものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年3月まで
結婚当時、国民年金には加入していなかったが、妻が昭和49年11月に厚生年金に加入し、自分も年金がないと将来困ると思うようになり、国民年金に加入した。
当時、市役所から未納期間をさかのぼって納付するための納付書を受け取り、妻が一括して現金で納付した。妻からは過去の分全部納めたと言われたことを記憶しており、まさか未納になっているとは思わなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が厚生年金に加入した後、国民年金に加入し、妻のボーナスの一部で未納分を一括納付したと主張するが、妻が厚生年金に加入したのは昭和49年11月であるとともに、市の広報誌において、特例納付が可能であり、市役所で問合わせを受け付けている旨の広報を行っていたほか、当時の妻のボーナスの金額についても厚生年金の標準報酬月額により推認され、その金額は第2回目の特例納付期間において過去の未納分を一括して納付した場合の金額を上回ることが確認できるなど、申立内容の全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、妻のボーナスで納付したことについては、申立人のほか、妻も明確に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料についての未納はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 85

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年9月まで
昭和40年代後半に市より未納の案内がきたので、市の窓口で夫婦の未納期間についての説明を受け、申立期間を含む三つの期間について納付したのに、申立期間のみが未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は市役所において夫婦で未納期間についての説明を受け、夫婦の未納分について納付したと主張するが、当時のことは夫婦ともに記憶し、その記憶に齟齬^{そご}は見られないほか、納付したと主張する保険料額も申立期間について納付すべき保険料額におおむね一致している。

また、申立人は、制度上、市では領収し得ない過年度の保険料について居住していた市が発行した領収書を所持しているとともに、夫婦が同じ日に過年度納付した保険料の納付場所について、申立人の分については市が領収し、妻の分については社会保険事務所宛の領収書で銀行が収受しているなど、収納事務処理に不手際も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から58年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした時に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がさかのぼって納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料の総額とおおむね一致している。

また、その国民年金保険料には、当時妻に給付された国民健康保険の一時金を充てたと主張しており、その当時居住していた自治体から確認したところ給付される金額は申立ての金額とほぼ一致し、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、その後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年1月まで
平成3年から4年にかけて、区役所で手続をして、保険料を納付しており、平成2年12月から3年1月までの国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人の国民年金被保険者資格については、社会保険庁の記録上、納付済みとされている平成3年8月以降の期間と同時に、平成3年12月に追加されている。その時点での申立期間についての納付は過年度納付となるが、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所から未納者に対して、少なくとも1回は納付書を発行することとされており、申立人は、申立期間についての納付書を受け取っていたものと考えられるとともに、申立期間についての保険料月額は、平成3年12月に納付された平成3年8月から同年11月までの保険料月額より安価であることから、申立期間の保険料について支払わなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、昭和59年度及び60年度について、国民年金保険料について申請免除の手続を行うとともに、国民年金から厚生年金への切替えに伴う国民年金の資格喪失手続も適切に行っており、国民年金に対する関心も高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、国民年金への加入手続を初めて行った昭和59年8月以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料について納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和47年11月6日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月6日から同年11月6日まで

平成18年8月に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和47年10月6日に資格を喪失しており、同日から同年11月6日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

事業所が保管していた保険料控除の事実が確認できる厚生年金被保険者台帳(写)があるので、当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及びA健康保険組合による資格証明から、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A株式会社では、被保険者ごとに厚生年金被保険者台帳を作成して、事業所間で引き継ぐことにより、同社在職期間中の被保険者資格情報を一貫して管理しているところ、申立人の厚生年金被保険者台帳では昭和47年11月6日にB支店にて被保険者資格を喪失した旨記録されていることから、同年10月6日に同支店にて申立人が資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、昭和47年11月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社が管理していた厚生年金被保険者台帳の記録及び社会保険事務所の被保険者名簿における転勤後の期間の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、当初、昭和 49 年 1 月から 3 月までの期間及び昭和 50 年 1 月から 3 月までの期間が未納とされたが、その後、49 年 1 月から同年 6 月までの期間のみが未納であると変更された。

国民年金に関しては、納めるのは国民の義務と思い、送られた納付書により A 市内の郵便局か銀行ですべて支払っているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は、申立期間の 6 か月のみであり、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人は保険料免除された期間についても追納をしており、保険料の納付意識が高かったと考えられ、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、A 市の納付記録では、当初、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 6 月までは納付済みとされていたが、その後、社会保険庁の納付記録に合わせて未納とされた経緯があったことから、納付記録の当該訂正に過誤があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料は、妻が、市役所の窓口で妻の保険料と一緒に納付したと思う。昭和 56 年 1 月から 3 月までについては、間違いなく私の分も一緒に納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金から国民年金への切替手続を複数回行っているが、切替後の国民年金加入期間について、申立期間を除いていずれも未納は無く、国民年金保険料は納付済み又は免除となっている。申立人の妻は、申立期間についても保険料は納付済みとされており、また、申立人及びその妻の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる期間は同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では免除及び納付とされている期間が A 市の記録では未納とされている等、行政側の記録管理が適切に行われていないことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 3 月に区役所において、51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料の納付を行った。その際、区役所の担当者に保険料の納付状況を確認したところ、当時未納とされていた 50 年 10 月から 51 年 3 月までの納付書を手渡され、当該期間以外は無納期間が無い旨の説明を受けた。

このため、申立期間が無納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の所持している領収書からは、昭和 52 年 3 月 18 日に、51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を区役所で納付したこと、及び同日に 50 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を郵便局で納付したことが確認できる。この時点では、申立期間は時効に到達しておらず、納付可能な期間であったことから、仮に、申立期間が無納であれば、申立人が区役所の担当者から 50 年 10 月から 51 年 3 月までの納付書を手渡された際に、当該期間以外は無納期間が無い旨の説明を受けなかったはずである。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間を除き昭和 47 年 1 月以降の期間については、すべて納付済みとされていること及び申立期間は任意加入中であることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立の内容

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

昭和 42 年 3 月に国民年金に加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、42 年 3 月から 45 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間が未納となっていた。

このうち、昭和 42 年 3 月から 45 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間は、後日納付事実が確認され記録が訂正されたが、申立期間（51 年 10 月から 52 年 3 月まで）については、納付事実が確認できないとの回答があった。

申立期間については、自宅に郵送された納付書で金融機関に国民年金保険料を納付しており、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 42 年 3 月から 60 歳に到達した前月の平成 19 年 2 月まで、申立期間の 6 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、平成 6 年度以降は前納制度により納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立てのとおり、申立期間前の三つの期間について未納とされていた社会保険庁の記録は、A 市が保管していた「国民年金被保険者名簿」により納付済みに記録が訂正されており、社会保険庁の記録管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立人は、納付が遅れ年度を越えてしまった保険料についても、国民年金保険料の納付を強く勧める母の援助を受けて、その都度、過年度納付を行っていたと申し立てており、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を

53年10月17日に納付していることが確認できることから、仮に申立期間が未納であった場合、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 48 年 1 月から 3 月までが未納となっていることが分かった。
当時、義父が義母及び私達夫婦の保険料をまとめて納付しており、義父は「遅れて納付することはあっても、漏れることのないように市役所で分割納付していた。」と話していた。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は婚姻を契機に昭和 47 年 9 月に A 市へ加入届を提出し、46 年 8 月（申立人が厚生年金資格を喪失した年月）にさかのぼって国民年金に加入している。加入後の保険料については義父が支払っていたとしており、A 市が保管する被保険者名簿の納付記録によれば、47 年 4 月から 12 月までの分を 48 年 3 月 23 日に納付し、その 8 日後の 3 月 31 日に過年度の 46 年 8 月から 47 年 3 月までの 8 か月分を納付していることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

さらには、申立人の夫及び義母の保険料も義父が支払っていたとしており、申立人とその夫の保険料について、納付記録が確認できる昭和 52 年 4 月から 59 年 12 月（申立人は 60 年 1 月に厚生年金資格を取得）までの分は同一日に納付されていることから、義父が、申立人及びその夫の保険料をまとめて支払ってきたことがうかがえること、申立人の夫及び義母の

保険料に未納が無いこと等から、義父の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 50 年に国民年金に加入し、以後、継続して国民年金保険料を納付していた。

申立期間以外に未納期間はなく、申立期間だけが未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は申立期間のみで、かつ、6 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の前後の期間において、通算して約 4 年半にわたり、国民年金に任意加入しており、申立人の納付意欲は高かったものと考えられ、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料をおおむね期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

国民年金に加入してからの保険料は、すべて納めてきたので、昭和 37 年度だけが未納とされていることに納得できない。

領収書は、水害により無くなってしまった。年金や税金関係については、当時、坪役集金（納税組合）を通じて納付しており、兄たちの分と一緒にきちんと支払っていた。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は、申立期間の 1 年間のみであり、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

申立人は、昭和 38 年 8 月 14 日に国民年金記号番号が払い出された後、昭和 36 年度の国民年金保険料を 38 年 9 月 20 日に一括納付している。また、その 3 か月後の同年 12 月 6 日に 38 年度の国民年金保険料を一括納付していること、39 年度以降の国民年金保険料はすべて現年度納付していることなど、納付意識は高かったことがうかがわれ、その時点で時効となっておらず、納付可能であった申立期間の国民年金保険料のみ納付していないことは不自然である。

また、申立人の戸籍謄本を見ると、申立人は、昭和 39 年 3 月に他家と養子縁組をしていることから、それまでは申立てのとおりに、実兄と同居していたと推認され、実兄は申立期間について、保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から同年12月まで

申立期間は、当時の勤め先が倒産したため国民年金に加入することとなったものであるが、勤め先から早々に市役所で加入手続を取るよう要請があり、国民年金の加入手続を行い保険料も納付した記憶がある。

妻は同じ期間の保険料を納付済みとされており、申立人だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

仮に申立人だけが未納とすると、申立期間の平成3年10月当時、A市役所（当時）において、申立人の妻の種別変更の届出だけを受理して国民年金保険料を納付させたこととなり、当該事務処理は不自然と考えられ、申立人とその妻の二人の種別変更の届出を受理し、二人分の国民年金保険料を収納したと考える方が自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。さらに、平成11年度以降はすべて保険料を前納しており、国民年金の納付意欲が高かったことが認められる上、妻についても、結婚後は国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで

申立期間当時、実家で農業を手伝っていたので、親が、私の分の国民年金保険料を、A 村役場の窓口で納付していた。納付の確認ができる書類として、申立期間の納付に係る「現納 42. 5. 22 A 村」のスタンプが押されている国民年金手帳も持っている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳には、A 村で当時使用されていたことが確認できたスタンプ印「現納 42. 5. 22 A 村」が「41. 1 - 42. 3 1, 800」の記載（1, 800 円は当時の保険料と一致）の横に押されており、A 村で現金を預かったことが認められ、かつ、「40. 12 迄納付済」との記載があることから、申立期間の 9 か月について、国民年金保険料を納付していたことが認められる。

また、申立期間中に同居していた両親も国民年金保険料を全期間納付している。

さらに、申立人は、9 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から同年11月まで

私は、申立期間の3か月の国民年金保険料の納付を、当時のA市役所B支所の担当者に勧められ、その場で現金で支払った。結婚のため、C県から転居した直後のことだったので、明確に記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の陳述は、C県からA市に転居する住民登録をした際、同市役所B支所の担当者から、3か月の保険料6,600円を納めれば年金期間が埋まりますと言われて納付したというもので、その納付金額は当時の3か月の国民年金保険料と一致している上、B支所は当時から現存していて、年金業務を取り扱っていたことも認められ、両名の陳述は、具体的で、信用することができる。また、申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の納付が推定される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 44 年 2 月、退職と同時に国民年金に加入し、一度も滞納することなく納付してきた。もし、未納である旨の通知が送付されていれば、私は納付していないはずがない。申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入期間中であった 20 歳以降の学生（短大生）時代とそれに続く厚生年金に加入直前の 1 か月間及び申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付しており、かつ、60 歳となる平成 20 年 2 月分までをすでに前納している。

また、申立人は、退職後、厚生年金から国民年金への切替手続も速やかに行なっているなど納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間は 3 か月間と短期間であるとともに、申立人の当時の経済状況は国民年金保険料を納付するのに問題はなく、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所より、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、45 年 8 月に結婚して以来、夫婦一緒に保険料の納付をしてきた。夫も私も 40 年間保険料を納めてきており、自分の分だけが 3 か月未納というのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

本件については、管轄する社会保険事務局長から、一部未納がある場合に作成される特殊台帳（マイクロフィルム）が無いことから、電算化切替時のミスの可能性のある旨の意見が出されている。

また、申立人の夫は、20 歳から 60 歳まで 40 年間国民年金保険料をすべて納付しており、申立人も、昭和 43 年 2 月に国民年金手帳番号が払い出され、20 歳となった 42 年 8 月からの国民年金保険料を含めて 45 年 8 月に結婚するまでの間、すべて納付しているとともに、結婚後も引き続き、申立期間を除き、60 歳となった平成 19 年 8 月まですべて納付している。

さらに、申立人及びその夫は、平成 10 年 4 月から 60 歳となるまでの間、夫の 14 年度分保険料を除き前納しており、納付意識が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和46年4月から47年3月までの期間が未納との回答をもらった。当時、国民年金保険料の納付は父親がしており、商売柄金銭面に厳格な父親なので、この間未納だったことは考えられない。また、この期間について、督促を受けた記憶も無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付している上、未納とされている期間は、12か月と短期間である。

また、現在、社会保険事務所には、申立期間前の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料合計25か月分を、47年3月に一括して特例納付した記録が残っているが、この期間のうち、44年3月から45年3月までの期間は、申立人は厚生年金に加入しており、結果として、保険料の二重納付となった事実が確認された（平成17年4月還付）。厚生年金加入期間であるにもかかわらず、その期間の国民年金保険料を納付したことから、当時、保険料の納付を管理していた申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、昭和47年3月に、44年3月から46年3月までの保険料を一括納付しているが、その際、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

申立期間当時は、市役所から3か月ごとに国民年金保険料の納付書が送付され、その都度住所地の班長宅に保険料を持参し納付していた。申立期間を除いてすべて納付していて、3か月だけ未納になっているのは、極めて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金加入期間については、すべて納付期限内に納付している。

また、当時の国民年金保険料の集金方法も申立内容のとおり、3か月ごとに市役所から国民年金保険料の納付書が送付され、班長宅に保険料を持参していたことが確認できる。申立人も班長となって国民年金保険料を取り扱った経験があり、記憶に誤りはない。

さらに、申立人は、昭和44年5月の結婚後、国民年金に任意加入している上、51年8月から厚生年金に加入する59年1月まで、付加保険料を納入しており、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度が発足する前に、区役所の職員から加入を勧められて、率先して任意加入し、昭和 36 年 4 月から納付してきた。

当時、半年間ぐらひは、区役所の集金担当者が自宅まで集金に来て、国民年金手帳に印紙を貼^はっていき、その後は、遠かったが、区役所の分室に行き、毎月 100 円ぐらひを納付した。

60 歳で資格を喪失するまできちんと納付してきており、加入初期に 6 か月の未納があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の職員からの勧めに応じ、率先して国民年金に任意加入し、国民年金制度発足当初から保険料をきちんと納付し、申立期間を除き、60 歳まで完納している。未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 6 か月と短期間である。また、厚生年金に加入していた夫は、60 歳になるまでに 15 か月間だけ国民年金に加入しているが、切替手続をきちんと行い、保険料を納付している。このため、申立人及びその夫は、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、任意加入期間であり国民年金制度が発足して半年後の申立期間について保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、当時、区役所分室で国民年金の収納事務を行っていたことが確認できたことから、申立期間について申立人が「区役所の分室に行き納付した」と主張していることには信憑性^{びょう}があり、かつ、申立人が納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

平成 19 年 6 月 16 日に昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出を社会保険事務所に提出し、平成 19 年 7 月 12 日に同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

夫とともに国民年金保険料を納めてきた。よって、私だけ未納とされていることは納得ができない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月から平成 17 年 1 月の 60 歳までの期間において、申立期間の 3 か月を除き、すべての期間の保険料を納付している。

また、その夫についても昭和 48 年 4 月から現在までの期間について、納付済みであり、申立期間についても納付済みとなっており、夫婦ともに年金制度に理解があるものと認められる。

さらに、申立期間の前後（申立期間を除く。）の少なくとも 8 年間（昭和 59 年度から平成 3 年度まで）は夫婦ともに同一月日に納付しており、基本的に、夫婦と一緒に保険料を納付していたものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、父母が組長を通じ納めていたはずであるが、昭和 37 年度分について、父母は共に納付しているのに、私の分のみ未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市では、昭和 37 年当時、国民年金保険料の集金を納付組織（組長）に委託する制度が存在し、当時の納付組織における集金方法は申立内容のとおりであったことが認められる。

申立人及び申立人の父母の国民年金手帳の払出日が 3 人とも同一であり、申立期間の昭和 37 年度について、父母は納付している。

また、申立人及び申立人の母親の国民年金手帳をみると、申立期間以後の期間について、同一日の検認印が押されており、申立人の国民年金保険料を、父母が組長を通じて一緒に支払ったものと考えられる。

さらに、申立期間以外は国民年金保険料を完納している上、平成 14 年 3 月に年金額を満額にするためやむを得ず任意加入するなど、国民年金保険料の納付意識は特に高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年 3 月に退職し、同年 4 月に入籍してすぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。

夫は、自営業を営み、加入時から保険料を納付しており、私の保険料だけ未納となることはあり得ない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月に A 町役場(現在は B 市役所)を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行っており、平成 16 年 6 月以後に免除期間及び未納期間があるものの、16 年 5 月までの 23 年間は、申立期間の 12 か月を除きすべて納付済みとなっている。

また、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 16 年 5 月までの保険料は、いずれも夫婦とも納付期限内の同一日に納付されていることから納付意識も高く、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までが未納となっていた。
昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納めていたが、41 年に結婚した後も任意加入して保険料を納付してきた。
申立期間のみ未納とされていることに、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和 46 年度の 12 か月のみであり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、婚姻した年である昭和 41 年 4 月から第 3 号被保険者の制度が創設された 61 年 4 月までのうち、大半は国民年金に任意加入して保険料を納付しているほか、申立期間の前後は、保険料を納付期限内に納付しており、保険料納付に対する意識が高かったことが認められる。

さらに、夫が勤務先の変更のために厚生年金被保険者資格を喪失した際に、任意加入から強制加入へ、又は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続を 3 回行っているが、いずれも適切に手続が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月
昭和 47 年 5 月 17 日に特例納付で、納付書に明記されているとおり 37 年 9 月から 40 年 3 月の期間分の保険料を納め、その納付書・領収証書を持っている。それなのに、昭和 37 年 9 月分が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付済みとされている。

また、市町村の被保険者名簿において、申立期間は納付済みとされており、申立人の所持する領収証書には記載誤りが認められるが、領収証書に明記された期間について納付されたものと考えるのが合理的である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 48 年 3 月まで
私は、税金や公的な支払金は、すべて夫に任せていた。

夫は自分の年金の保険料だけでなく、私の分も同時期に納付してくれていた。申立期間の保険料については、私の分と併せて特例納付しており、私の分だけが未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦の国民年金手帳の払出日が同一で、記号番号が連番で付されているとともに、夫婦の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和 48 年度から 50 年度までの期間及び 60 年度以降の期間については同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、夫のみが、申立期間について特例納付を行っているとするのは不自然である。

さらに、特例納付を行ったとされる申立人の夫が主張する納付額は、夫婦二人分の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和46年4月10日の結婚直後に国民年金に加入し、加入後は保険料をきっちり納付してきた。当時の家計簿を見ると、48年6月5日に「国民年金1,650円」を支出したとの記載が残っている。ただ、48年10月28日に転居し、その前後は忙しかったため、48年8月中旬から11月中旬まで家計簿をつけておらず、その期間中の保険料の支払いは家計簿では確認できないが、決して納付しなかったという覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、記載内容等から当時作成されたものと考えられる。昭和47年7月から48年12月までの1か月分の国民年金保険料は550円であり、申立人の当時の家計簿に、47年9月8日、同年12月2日及び48年2月27日にそれぞれ「国民年金1,650円」を支出したとの記載があることから、48年6月5日の「国民年金1,650円」は、48年4月から同年6月までの保険料と考えるのが相当である。

さらに、申立人は、昭和49年5月になってから、当時多忙等の事情により未納となっていた48年10月から49年3月までの保険料の過年度納付の納付書の送付を受けたと申し立てており、その納付した領収書も保存しているが、もし、当時、社会保険事務所が申立人の48年4月から同年9月までの保険料も未納として把握していたのであれば、当該納付書は48年4月から49年3月までの納付書として発行されていたはずであり、社会保険庁の記録上も、申立期間について、納付済みとされていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで
年金の受給手続の際、昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで未納であることを知った。

国民年金の加入や納付の手続は父親が行っており、保険料は地区の世話人が集金に来た時に、父親が、母親、妻及び私の分を合わせて支払っていた。昭和 39 年 1 月の父親の日記にも年金保険料として 350 円を支払った記載があり、私の分が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された父親の日記帳には、昭和 39 年 1 月 16 日に国民年金保険料 350 円の出費があった旨記載されており、この金額は、当時の国民年金保険料月額である申立人 100 円、母親 150 円及び妻 100 円の合計額と一致しているとともに、この日記が当時記帳されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料を、申立人の父親が、母親及び妻の分と併せて支払っていたとする申立内容を裏付けている。

また、申立期間は、3 か月と短期間である上、申立期間に係る申立人の母親及び妻の国民年金保険料は、納付済みとなっている。

さらに、申立人が当時居住していた地域では、昭和 39 年当時、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険の加入期間との重複が無いにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が誤って還付されていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 42 年 10 月から 44 年 8 月まで、国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では、当該期間は、国民年金の被保険者でなかった期間とされ、納付した国民年金保険料が還付されている。

しかしながら、申立期間については、申立人は国内に居住し、厚生年金保険の被保険者等となっていなかったため、国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、還付金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、納付した保険料が還付されたことになっており、未加入とされている。

当該期間について、未加入と記録されていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 12 月から国民年金に加入し国民年金保険料の納付を続け、50 年 11 月に夫が厚生年金に加入したため、任意加入被保険者となったが、社会保険庁の記録上、任意加入への変更記録はなく 54 年 1 月 5 日に被保険者資格を喪失したとして申立期間の国民年金保険料が還付されたとされている。

しかしながら、社会保険庁の記録を前提としても、申立人は、昭和 55 年 1 月 4 日に厚生年金保険の被保険者となるまでは、申立期間は夫の被扶養配偶者であり、国民年金保険料を納付していたことや、55 年 3 月に国民年金保険料の還付決定がされていること等を踏まえると、申立人が 54 年 1 月の資格喪失の届出を行ったと推認するのは不自然であり、55 年 1 月に厚生年金保険に加入したことによる資格喪失が、事実と異なる 54 年 1 月に資格を喪失したと記録され還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 10 月 1 日に夫とともに A 市から B 町に転入し、同町で自営業を開業し、それから国民年金に加入し、国民年金保険料を夫の分と併せて役場の窓口で納付していた。国民年金保険料を夫の分と併せて支払っているにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断理由

申立人は、B 町に転入後、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、夫も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号の払出日が転入時期と一致するとともに、同番号が夫と連番で付されていることから、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間について、納付金額は覚えていないが支払方法は、納付組織の当番が毎月自宅に集金に来ていた。昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月までの期間は A 町に住所があり、その後、転居するまでは、A 町役場に国民年金の資格喪失及び資格取得の手続を行った記憶はない。

夫の転勤の都度、転出入の手続をしているが、それ以外の届出をした覚えはなく、申立期間も喪失ではなく納付しているはずだ。納付記録で前後の期間は払っているとされているのに、この 6 か月だけが未納になっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、6 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、夫が共済組合加入中であったため、国民年金に任意加入しており、納付意識が高かったものと認められる。

申立人は、社会保険庁の記録上、昭和 59 年 5 月から同年 10 月まで未加入とされていたが、その前後において申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、その前後の期間について納付済みとなっていること、また、申立人は資格喪失の手続を行っておらず、行政における手続上の過誤があった可能性もうかがわれることなどから、申立期間が未加入とされているのは、他に特段の事情がない限り不自然かつ不合理である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、申立てのとおり、国民年金保険料等の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和10年生

住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年4月

昭和49年3月から自分の意志で国民年金に任意加入し、厚生年金に加入していた期間以外は国民年金保険料をすべて納付していた。支払場所は昔のことなのでよく憶えておらず、引っ越したので領収証は処分してしまい手元にない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和49年3月と49年9月から50年6月までの期間について、すべて納期限内に国民年金保険料を納付していることが確認でき、納付意識は高かったものと認められ、国民年金に任意加入した翌月分の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、市町村における申立人の国民年金被保険者名簿では、未納となっている期間については国民年金の加入期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年11月から同年12月まで

妻は同時期に納付済みとなっており、自分だけが未納になっているのは納得できない。当時、月末にA区役所の国民年金係において、その月の2人分の保険料を納付書により納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替手続を7回行っているが、いずれも、適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在せず、納付意識は非常に高かったことが認められ、満60歳に達する直前の2か月間のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付したと申し立てており、妻については、申立期間について納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月及び同年 2 月

私は、昭和 55 年 10 月に、家族で自営業を営む夫と結婚し、夫及び夫の両親と一緒に働くとともに、家族全員の国民年金保険料を納付していた。

申立期間については、夫及び夫の両親の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の分だけが未納とされており納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫及びその両親は、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 56 年 1 月に国民年金に任意加入後、口座引き落としで国民年金保険料を納付してきた。また、口座引き落としのできなかつた期間については現金で納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金に加入後、口座引き落としで国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間直後の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までについては 2 か月ごとに、61 年 4 月以降については 1 か月ごとに、ほぼ定期的に納付されていることが確認できる。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間を含む保険料を市役所職員に一括で支払い、同職員から、領収金額が記載された名刺を受け取った。社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとされる妻については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、市の職員による国民年金保険料の集金が行われており、領収金額を記載した名刺を申立人に渡したとされる当時の市の国民年金担当職員が実在していたことも確認できる。

さらに、当該職員から、申立人から提出された名刺の裏書の筆跡、印鑑は自分のものであるとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 52 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 52 年 10 月まで

申立人が結婚した昭和 47 年 4 月当時、夫は、会社で総務関係の仕事に従事し、従業員の配偶者に対して国民年金への任意加入を推進していたことから、申立人も結婚後間もなく任意加入した。加入手続は市役所で行い、茶色っぽい色の手帳の交付を受けており、国民年金保険料の納付は夫が市役所で毎月行っていた。

また、昭和 52 年 11 月、住所変更を行い、オレンジ色の手帳の交付を受けているが、この際、誤って住所変更手続日を国民年金への加入日（資格取得日）と記入されたのではないかと思われるので、申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、その内容（国民年金保険料額、納付方法、国民年金手帳の色等）も、確認できた当時の状況と合致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立てのとおり、国民年金手帳右ページにある住所欄最上段の旧住所の次の段に変更後の住所とともに「(昭和 52 年 11 月 30 日変更)」と記載されているが、この日付が国民年金手帳左ページの「はじめて被保険者となった日」の欄に記載されている日付と一致しており、申立人が住所変更の手続を行った市役所において明らかに不適切な処理が行われたことが認められる。

さらに、申立期間前後において、申立人の夫の同僚3人（当時、女性の配偶者がいる在籍者全員）の配偶者すべてが国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入を推進する立場にあった申立人の夫が申立人についても任意加入させたと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成11年4月19日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月19日から同年4月18日まで

私の厚生年金被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成11年3月19日から同年4月18日までの加入記録が無い旨の説明を受けた。退職日は、11年4月18日であるので厚生年金の資格喪失日を同年4月19日に訂正してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票及び給与明細書から、申立人が平成11年4月18日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社から、社会保険及び雇用保険の資格取得届及び資格喪失届は、当時から現在まで同一日に行うことを通常としているので、申立人についても平成11年4月18日に退職したとして両届出を行っていたものと認識している旨の書面が提出されている。

当該事業所の他の厚生年金保険被保険者のうち、平成11年に退職した5人及び採用した7人について、資格取得届及び資格喪失届の社会保険事務所における処理状況をみると、退職した1人を除く11人については、資格喪失日又は資格取得日から3日ないし8日後に処理されていることが確認

できる。

さらに、雇用保険被保険者離職票が交付された平成11年4月28日の2日前の4月26日に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることから、申立人の厚生年金の資格喪失届は、離職日（平成11年4月18日）以降同年4月26日までの間に社会保険事務所に行われたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人の主張する平成11年4月19日に厚生年金の被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金の被保険者記録から16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から49年3月まで
25歳ぐらいの頃、国民年金加入の案内があり、加入手続をし、その後、少ししてから20歳からの保険料をさかのぼって納めた。当時、勤務先で同僚や部下にその話をしたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和51年2月20日に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられるが、この時期は特例納付できる時期ではなかった。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したとする時期、納付場所や納付金額が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年以上と長期間であるが、その申立期間には厚生年金保険加入期間も含まれている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年12月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

昭和42年3月頃、当時、夫の勤務先で国民年金の説明会があり、付加年金と併せて加入し、銀行で納付していた。また、夫は、同じ頃に2名の同僚の妻も国民年金に加入したことを記憶している。保険料を納付していない期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと主張しているが、昭和42年当時のA市における保険料納付は、印紙検認方式のみであり、銀行では納付できないことが確認された。

また、申立人と同じ時期に妻が国民年金に任意加入したという同僚は、昭和45年6月に結婚していること及び42年当時は付加年金の制度がなかったことなどから、申立内容に不合理な点が見られる。

さらに、申立人は、昭和46年1月に任意加入していることから申立期間については、制度上、納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から昭和54年3月まで
昭和54年に、国民年金の加入手続と、41年から53年までの未納であった保険料約50万円の一括納付をしたと夫から説明を受けていたので、申立期間の保険料が未納になっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人自身は関与していないため、昭和54年当時における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

申立人は、昭和56年に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この時期は、特例納付申出期間ではなく、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、最近の調査で申立期間より前に加入していた期間に係る別の国民年金手帳記号番号が判明し、その番号で昭和47年に特例納付を行っていることが確認できるが、54年に加入手続の上、納付したとする申立てから、最初に払い出された国民年金手帳記号番号で、申立期間について特例納付を行ったと考えるのは不合理であり、また、56年に昭和54年度分を過年度納付している点から見ても不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 48 年 9 月まで
昭和 45 年 3 月から 48 年 9 月までの期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
時期は定かではないものの、申立期間分の国民年金保険料を納付した記憶があり、正確な納付金額は覚えていないが、1 万円を支払っておつりが来た覚えがあるので、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金の未加入及び未納期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

私は、成人式の会場で国民年金の加入手続を行い、昭和43年11月から両親と一緒に事務組合の集金人に納付してきた。昭和48年に結婚し、その後は、夫も含め四人一緒に納付してきたにもかかわらず、自分の分だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

区役所の証言によれば、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する成人式会場では、国民年金加入に関する資料の配布は行ったとしても、加入手続そのものを行ったとは考えにくく、当時の区広報誌でも「加入手続は区役所又は出張所で。」と案内していたことが確認できる。

一方、申立人が集金人に納付したと主張する事務組合（国民年金事務の取扱団体）は、昭和47年度に登録され、申立人に係る事務委託は昭和52年5月30日であったことが確認できる。よって、これ以前の期間に係る国民年金保険料を事務組合の集金人に支払うことは不可能であり、申立人の母親が保管している領収書が区役所から発行されたものであることから明らかである。

また、申立人が「昭和43年11月から両親と一緒に事務組合の集金人に納付してきた。」と主張する期間については、事務委託契約が未納を発生させない内容（滞納した場合さかのぼって契約を解除）であるにもかかわらず、申立人の父親に未納があるなど、申立人の主張に矛盾がある。

さらに、申立人が国民年金事務を事務組合に委託した時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳番号払出簿に記載されている申立人の国民年金手帳払出日である昭和52年7月28日とほぼ一致し、これ以前に別の国民年金手帳番号が払い出されていることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

私は、家族3人で一緒に加入手続きし、昭和36年4月から区役所の集金人に親が納付していたはずである。国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録の頁には、印紙検認台紙を切り離した際の割印が押印されており、また、年金手帳に記載されている資格取得日も昭和35年10月1日となっているので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を含む家族3人は、国民年金手帳番号が連番で払い出されており、一緒に加入手続きされたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁が管理する国民年金手帳番号払出簿によると、払い出しは家族3人とも昭和38年7月で、申立人の国民年金手帳には、昭和38年7月15日発行と記載されている。よって、この時点において過年度保険料である昭和38年3月以前分の保険料を区役所が集金することはできないこととなる。

また、申立人が保存していた国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録の頁の割印は、年金手帳払出時点で印紙納付することができないため、区役所の担当者が印紙検認台紙を切り離した際に押印したもので、同頁に保険料納付済みを証する検認印は押印されていない。

さらに、申立人の親と一緒に納付してきたとする家族2人についても、申立期間に未納があり主張に矛盾がある。

なお、国民年金手帳に記載されている資格取得日（昭和35年10月1日）は、保険料の納付開始日ではなく、国民年金制度に加入した日であり、このことは、その後、申立人の理解が得られている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の①昭和 45 年 2 月及び②45 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月
② 昭和 45 年 9 月から同年 11 月まで

申立期間について、妻が手続をし、納付をしていたので、納付場所・納付年月日は不明だが、妻がしっかりと納付していたはずである。
(妻は既に死亡)

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は二つの期間で、合計 4 か月と短期間で、しかも申立期間における妻の保険料は納付済みである。

しかし、妻の年金加入期間は、すべて国民年金であるのに対し、申立人は、基本的には厚生年金に加入しており、妻の納付状況を基に申立人の納付を認めることは困難である。

また、平成 5 年 2 月 25 日に申立人の年金加入記録が整理された結果、国民年金の記録訂正がなされているが、その際、国民年金の未納期間が判明し、その判明した期間のうち、3 年 10 月から同年 12 月までについては、5 年 9 月 8 日に夫婦二人分の保険料が納付されたが、申立期間については、時効により納付ができず、そのことが結果的に未納となったと考えられる。

さらに、納付した事実を裏付ける、家計簿、貯金通帳及び確定申告書等の資料や関係者の証言等は得られていない。

申立人の陳述結果のほか、これまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 53 年 3 月まで
申立期間について、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付しており未納とされていることに納得できないと申し立てているが、国民年金保険料を納付した事実を裏付ける、家計簿、貯金通帳及び確定申告書等の関連資料や関係者の証言等はなく、当時の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等にかかる記憶も不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、氏名索引簿により調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

福井国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 40 年 6 月までの期間及び 41 年 12 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 40 年 6 月まで
昭和 41 年 12 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 30 年代後半に国民年金の加入手続を行い、37 年 5 月にさかのぼって保険料を納付し、その後も保険料を納付してきたと思う。

しかし、社会保険庁の年金記録では、昭和 52 年 8 月に国民年金加入手続が行われ、保険料は同年 4 月から納付されたことになっており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、昭和 30 年代後半に行ったとする国民年金加入手続の状況や申立期間の保険料の納付状況をほとんど記憶していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付方法、納付金額等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年6月から54年3月まで
昭和52年6月から54年3月まで、私の国民年金保険料は母親が役場に納付に行っていた。住んでいた家は建て替えてしまって、何も証拠は残っていないが、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその母親から聴取しても記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から52年2月まで
昭和46年1月から52年2月まで未納とされているが、44年以降はA市に在住しており、保険料の未納はないと思う。保険料は、結婚するまでは母親が、その後は妻が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、昭和44年10月に厚生年金加入による国民年金の資格喪失届により国民年金は無資格として処理されていたところ、平成5年7月に厚生年金加入期間が判明したことによる記録整備が行われた結果、申立期間が厚生年金未加入による国民年金の加入対象期間であったことが判明し、国民年金未納期間とされたものである。このことを前提にすると、申立期間当時、A市では申立人が国民年金の被保険者であることを把握しておらず、保険料納付のための国民年金手帳の更新や納付勧奨を行うことはできないこととなる。

さらに、申立期間は74か月と長期間である上、申立期間以外にも、二つの期間（34か月）の未納期間が見受けられるとともに、妻も申立期間の一部を含む夫との婚姻中の大半は国民年金保険料が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
平成 9 年 9 月 1 日に A 社に就職した。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金被保険者資格取得日は平成 9 年 12 月 1 日となっているが、雇用保険受給資格証によれば、資格取得日は同年 9 月 5 日となっている。

当時、給料袋はそのまま妻に渡していたため、自分では厚生年金保険料の控除は確認していない。

申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、申立人は、申立期間中に B 市の国民健康保険に加入し、医療機関にその保険証を提示している。

さらに、A 社に保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、資格取得年月日は平成 9 年 12 月 1 日となっていることが確認できること、同社からの回答によれば、短期の雇用契約者については社会保険の加入手続を行っておらず、また、申立人の意見陳述の結果から、申立人もこうした加入方針を了知していたことが確認できることから、同社は、入社日と厚生年金保険加入日を同時にしていないことが認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年冬頃 15 日間 (A社)
平成 17 年 3 月 22 日 (C社)

私は、申立期間について上記 2 社に勤務したが、厚生年金加入記録が無いので調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社の回答によれば、同社は適用事業所であるが、申立人は、同社の代表者に個人的に雇用されており、報酬も代表者個人から支払われており、同社の支払ではないこと、また、申立人の報酬から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

C社との関係については、適用事業所である同社に雇用されていたことが確認できるが、申立期間に係る給与明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、当該 2 社から、申立者の申立期間に係る資格取得届を提出していない旨の申出がなされている。

さらに、申立人は、当該 2 社に勤務していたと主張する期間も国民年金に継続して加入し、保険料を納付している。

これら収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。